
豊中市バリアフリーマスタープラン (移動等円滑化促進方針)

概要版

令和4年(2022年)3月



目次（概要版）

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1章 | バリアフリーマスタープランについて | 1 |
| 1-1 | 策定にあたって | 1 |
| 1-2 | バリアフリーマスタープランの概要 | 2 |
| 第2章 | 豊中市の概況 | 3 |
| 2-1 | 豊中市の現状 | 3 |
| 2-2 | 豊中市のバリアフリーに関するこれまでの取組み | 4 |
| 2-3 | 住民アンケート調査・障害者関係団体ヒアリング調査 | 6 |
| 第3章 | 市域全体のバリアフリーに関する方針 | 7 |
| 3-1 | 基本理念 | 7 |
| 3-2 | これからの取組み方針 | 7 |
| 第4章 | 移動等円滑化促進地区の設定 | 13 |
| 4-1 | 移動等円滑化促進地区の選定 | 13 |
| 4-2 | 生活関連施設・経路の選定 | 13 |
| 4-3 | 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・経路の設定 | 14 |
| 第5章 | 計画の実現に向けて | 24 |
| 5-1 | 行為の届出に関する事項 | 24 |
| 5-2 | バリアフリーマスタープランの推進・評価体制 | 25 |

第1章 バリアフリーマスタープランについて

1-1 策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

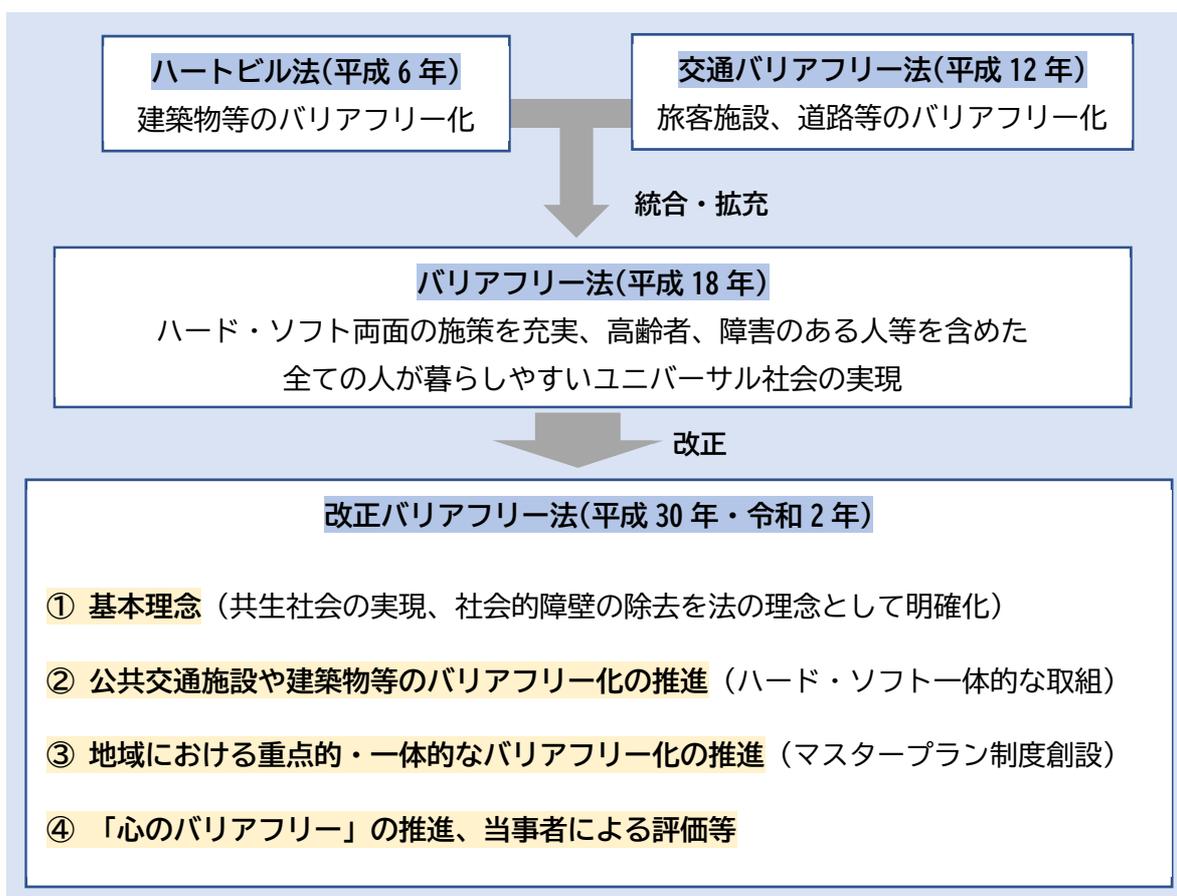
本市では、平成14年(2002年)に「豊中市交通バリアフリー化の基本方針(以下、「基本方針」という。)」を令和2年度(2020年度)を目標年次として策定し、市全域のバリアフリー化の推進に取り組んできました。

こうした中、平成30年(2018年)5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(通称：改正バリアフリー法)」が公布され、共生社会の実現や社会的障壁の除去に向け、市町村は「移動等円滑化促進方針」を定めるものとされました。

以上のことから、これまでの基本方針を踏襲し、法改正に対応した「豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)」を新たに策定するものです。

(2) バリアフリーに関する法制度の変遷

平成18年(2006年)に「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充した「バリアフリー法」が制定され、その後、平成30年(2018年)と令和2年(2020年)に同法が改正されています。



1-2 バリアフリーマスタープランの概要

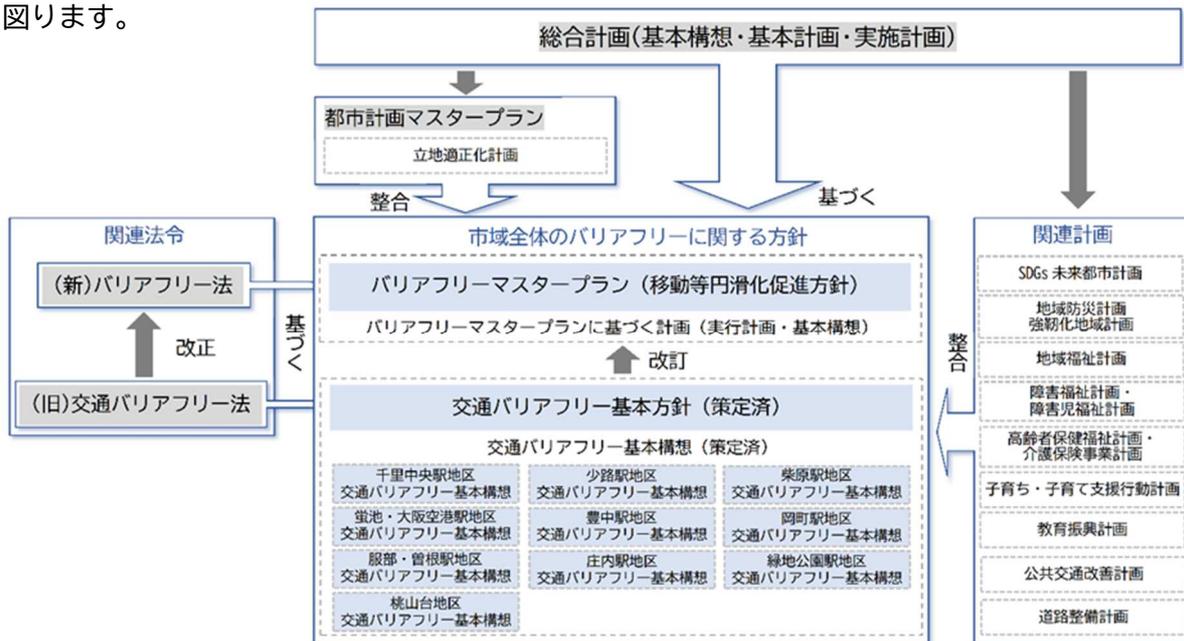
(1) 役割

市域全体のバリアフリーに関する方針を定めた上で、旅客施設を中心とした地区や、高齢者・障害のある人等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）を設定するもので、具体の事業計画に繋げていくことをねらいとしたものです。



(2) 位置づけ

「バリアフリーマスタープラン」の策定にあたっては、平成14年(2002年)に策定された「交通バリアフリー基本方針」を基本に改訂し、関連法令に基づき、本市の上位・関連計画とも整合を図ります。



本計画ではSDGsの17の国際目標の内、以下に示す目標の達成に向けた取組みを進めます。



(3) 目標年次

計画期間は令和4年度(2022年度)から令和9年度(2027年度)とし、社会や地域の変化、市民ニーズ、フォローアップによる施策の進捗状況をふまえ、計画期間中であっても必要に応じて改訂を行うものとします。

第2章 豊中市の概況

2-1 豊中市の現状

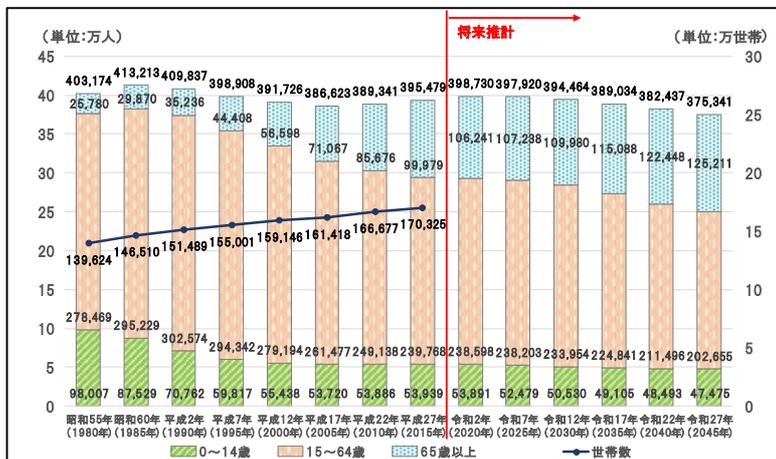
(1) 人口の推移

○将来人口

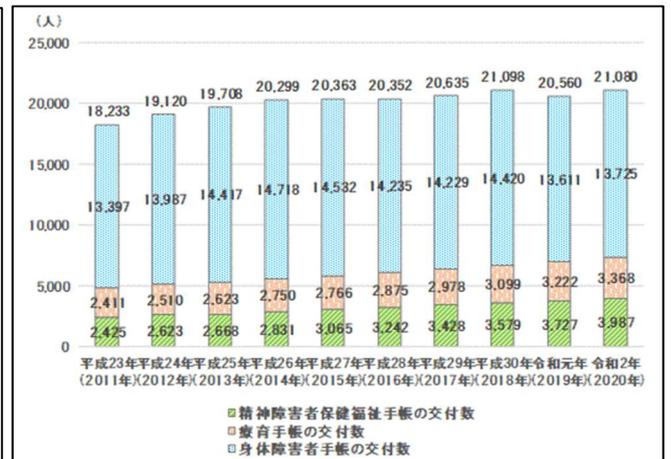
- ・将来的には人口が減少すると予測されているが、平成17年(2005年)頃から増加傾向である。
- ・年齢3区分別の人口をみると、老年人口が昭和55年(1980年)頃から増加傾向である。

○障害者人口

- ・障害者数は微増傾向となっている。
- ・障害者の種別では、身体障害者が最も多く全体の6割以上を占める。



豊中市の年齢3区分別人口の推移と将来推計



障害者数の推移

(2) 公共交通の利用状況

○鉄軌道

- ・南北に阪急電鉄宝塚線、神戸線、北大阪急行電鉄、東西に大阪モノレールが運行。
- ・阪急電鉄や北大阪急行電鉄は平成14年(2002年)から平成30年(2018年)にかけて乗降者数の変化が少ないのに対し、大阪モノレールは全体的に増加傾向。

○路線バス

- ・阪急バスがほぼ全域で運行。
- ・路線バスネットワークを補完するデマンド型乗合タクシーを西部・南部地域において運行。
- ・バス停別乗降者数は、千里中央、豊中で多く、中心的なバスターミナルの役割を担っている。

○タクシー

- ・市内のタクシー事業者は15社、配置車両台数は785台となっている。
- ・大阪府全体における法人タクシーの1日当たりの輸送人員は減少傾向。
- ・大阪市域交通圏の実車率は50%を下回っており、輸送効率に改善の余地がある。

2-2 豊中市のバリアフリーに関するこれまでの取組み

(1) 交通バリアフリー化の基本方針

交通バリアフリー化の基本的な考え方及び整備方針を示す「豊中市交通バリアフリー化の基本方針」を平成14年(2002年)6月に策定。駅周辺の重点整備地区については平成22年度(2010年度)に、市内全域については令和2年度(2020年度)までに交通バリアフリー化を図ることを目標とする。

(2) 交通バリアフリー基本構想(重点整備地区、特定事業)

重点整備地区の交通バリアフリー基本構想策定を進め、これに基づく事業を実施。平成22年度(2010年度)には全ての事業が概ね完了。

(3) バリアフリー推進協議会

- ・平成19年度(2007年度)から公共交通機関、道路のバリアフリー化の進行管理を実施。
- ・平成24年度(2012年度)から市有施設、公園、駐車場、ソフト施策等を含め、市全部門のバリアフリー化の事業の進捗管理及び継続的改善のための意見交換を実施。
- ・令和3年度(2021年度)から「バリアフリーマスタープラン」に関する議論も行う協議会として発足。

(4) 各部門の取組み

○道路

- ・歩道のある主要な道路を対象に「歩道改良実施計画」を策定し、改良を必要とする歩道約23kmのうち約17kmの整備を実施。進捗率は約74%です。
- ・生活道路を対象に「住居地区バリアフリー整備事業計画」を策定し、市内を8地区に分け、部分的な改良や経年劣化に伴う維持修繕等を行い、令和2年度(2020年度)で8地区全てが完了。
- ・道路の特性により整備が困難な箇所では、車椅子使用者等の安全で快適な通行を確保するため、「バリアサイン」を設置。市内49箇所(道路45箇所、公園4箇所)に設置が完了。



○旅客施設・車両等

- ・鉄軌道駅において、14駅のうち8駅へのホームドアの設置が完了。設置率は約57%です。
- ・「ノンステップバス導入計画」を策定し、ノンステップバスの導入を推進。
- ・バス停ベンチの整備に対し、市が補助制度を実施し、事業者協働のもと推進。



○市有施設

トイレ、エレベーター、点字ブロック、手すり、スロープ、自動ドア等のバリアフリー化に取り組み、中でも、小中学校では、令和3年(2021年)3月末時点で、エレベーター設置率は、小学校で約80%、中学校で約94%であり、バリアフリートイレ(多機能)設置率は、小学校で約82%、中学校で約58%です。



○公園

公園施設においては、段差解消、トイレ、手すり、スロープ、出入口部の改善、身障者対応型水飲みの設置や置換のバリアフリー化を実施。



○駐車場

令和3年(2021年)現在、民間事業者が設置する路外駐車場は34箇所、その91%にあたる31箇所がバリアフリー基準に適合。

○ソフト施策

- ・「ヘルプマーク」の普及や「ヘルプカード」の配布を実施。
- ・授乳、おむつ交換が可能なスペースや遊び場を提供できる公共施設等を「赤ちゃんの駅」として開放し、標識(ステッカー等)を掲示。(令和3年(2021年)3月現在 185か所)
- ・子育て家庭に配慮したサービスを提供するお店や施設を「とよなか子育て応援団」として登録する制度をつくり、紹介・発信。(令和3年(2021年)3月現在 200か所)



(5) バリアフリーチェックシステム

バリアフリー化において、各種ガイドラインや条例等の基準に加え、障害のある人にとってより使い勝手の良いものとするべく、障害のある人の意見を聞くことができるバリアフリーチェックシステムを運用し、きめ細やかなバリアフリー化を推進しています。



2-3 住民アンケート調査・障害者関係団体ヒアリング調査

マスタープランを策定するにあたり、バリアフリーに関する市民意見を聴取するため、住民アンケート調査及び団体ヒアリング調査を実施。

<調査概要>

住民アンケート：市内在住18歳以上無作為抽出(配布2000票、回収676票、回収率33.8%)

団体ヒアリング：市内で活動する障害者関係団体8団体

第3章 市域全体のバリアフリーに関する方針

3-1 基本理念

バリアフリーを推進する上での基本理念は、「交通バリアフリー基本方針」の基本理念をふまえ、次のとおりとします。

< 基本理念 >

だれもが気軽に出入りできるまちづくり

< バリアフリー化の原則 >

- | | | |
|--------------|-------------|------------|
| 1：だれもができること | 2：安全なこと | 3：1人でできること |
| 4：わかりやすいこと | 5：使いやすいこと | 6：ゆとりがあること |
| 7：全体をみること | 8：経済的合理性がある | 9：理解すること |
| 10：機会均等であること | | |

多様な個性の人々が、社会的障壁を感じることなく出入りできる共生社会のまちづくりの実現をめざし、基本理念を「だれもが気軽に出入りできるまちづくり」とします。

3-2 これからの取組み方針

基本理念「だれもが気軽に出入りできるまちづくり」の実現に向け、取組み方針を以下のように整理し、バリアフリーの取組みを推進していくこととします。

< 基本理念 >

だれもが気軽に出入りできるまちづくり

取組み方針

安全・安心に住み続けられるまちづくり

先端技術や ICT を活用したバリアフリー情報の提供

社会モデルの浸透と意識上の障壁除去（「心のバリアフリー」）の推進

当事者・利用者意見の反映

取組み方針（1）安全・安心に住み続けられるまちづくり

安全・安心に住み続けられるまちづくりを実現するため、各施設のバリアフリー基準に基づく整備に加え、多様な個性の人々の利用を想定したバリアフリー化を推進し、だれもが住みよい都市環境づくりをめざします。また、災害時等を想定したバリアフリー化を推進します。

○公共交通

a. 旅客施設

公共交通事業者により取り組まれている旅客施設のバリアフリー整備、維持管理が適切に行われるよう、バリアフリー推進協議会等を活用していきます。



b. 旅客車両

- ・公共交通事業者により取り組まれている旅客車両のバリアフリー整備、維持管理が適切に行われるよう、バリアフリー推進協議会等を活用していきます。
- ・高齢者の買物や通院などにおける移動手段の確保のため、地域にある停留所と最寄りの鉄道駅をつなぐ豊中市乗合タクシーMina Notte（みなのって）を引き続き運行します。



c. 事業者に対する補助制度

市は事業者に対する補助制度（可動式ホーム柵、ノンステップバス、バス停ベンチ）を実施しており、引き続き事業者と協働のもと公共交通におけるバリアフリー整備を推進します。

○道路

a. 歩行空間

- ・「歩道改良実施計画(令和3年度改訂版)」に基づく歩道のバリアフリー化を推進します。
- ・バリアフリー整備に関する日頃の市民要望へ対応するとともに、バリア箇所を事前に予告するサインの設置や道路損傷等を通報できるアプリ（まちカメくん）や豊中市LINEアカウントを引き続き運用します。
- ・幅員不足等により歩道設置が困難な道路での歩行者安全確保のため、路側帯カラー舗装やリブ式区画線整備といった様々な整備の可能性を検討します。
- ・「豊中市無電柱化推進計画」に基づく無電柱化を推進します。
- ・新たに整備する都市計画道路や駅前広場のバリアフリー化を推進します。



b. 自転車通行空間

「豊中市自転車ネットワーク計画」に基づく自転車通行空間の整備を推進します。



○建築物

a. 市有施設

- ・「豊中市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」に合わせバリアフリー化を行うとともに、幅広い意見を取り入れながら利用者視点での施設機能について検討を行います。
- ・学校施設については、「豊中市学校施設長寿命化計画」に基づく改修等を進めることで、多様な個性の人の利用に配慮した学校全体のバリアフリー化を推進します。



b. 民間施設

- ・「大阪府福祉のまちづくり条例」に定める事前協議を行うことにより、利便性の高い店舗等とするなど建築主に対する啓発を継続して行います。
- ・多様な個性の人々にとって利便性の高い生活環境を実現するため、小規模店舗等のバリアフリー化を推進する施策に取り組みます。

c. バリアフリー法による認定

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく認定を継続して行います。

○公園

- ・身障者対応型水飲みの設置や置換、可能な限り複数箇所の出入口部の改善、スロープの設置といった段差解消に引き続き取り組みます。
- ・多様な個性の人々が一緒に利用し楽しむことができる遊具の導入等についても検討します。



○交通安全

a. 信号機

要望者や関係者等の意見も聞きながら、音響信号機、弱者感應信号機の設置や歩行者用信号の青時間の調整等を検討し、導入を図ります。

b. エスコートゾーン

横断歩道を利用する視覚障害のある人の安全かつ円滑な横断のため、エスコートゾーン整備の可能性を検討しながら推進します。



災害時・緊急時を想定した避難施設等のバリアフリー化

指定避難所・指定緊急避難場所および避難路の役割を果たす道路においても、平常時から災害時等を想定したバリアフリー化に取り組みます。



気持ちを落ち着かせることができる空間の整備

知的障害・精神障害・発達障害の人は、日常生活における不測の事態が生じた場合等にパニックになることがあります。これらの場合に、しばらく時間をおき、気持ちを落ち着かせることをカームダウン・クールダウンといいます。

市では、このような気持ちを落ち着かせることができる空間の整備の可能性も含め検討に取り組みます。



取組み方針（2） 先端技術や ICT を活用したバリアフリー情報の提供

当事者・利用者視点のもと、先端技術等も活用したバリアフリー情報の提供を推進するとともに、だれもが必要な情報を公平に取得できるようにするため、情報アクセス・コミュニケーションの一層の充実に取り組みます。

○バリアフリーマップの作成（見直し）

施設や経路等のバリアフリー情報の提供を目的とした「バリアフリーマップ」を作成します。子育て支援施設や避難施設等の掲載内容、スマホアプリ等を活用した提供方法、情報取得サポートの取組みについて、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用し検討していきます。



○情報アクセス・コミュニケーションの推進

だれもが情報を閲覧、読み取り、聞き取り、メモ、複製、撮影することができるための情報アクセス環境の整備を推進するとともに、障害のある人や外国人等の多様な個性の人々とのコミュニケーション施策に取り組みます。

また、情報アクセス・コミュニケーション施策は社会全体で取り組んでいくことが重要であり、公共交通事業者により取り組まれている多様な情報アクセス・コミュニケーションの適切な維持・管理が行われるよう、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。



災害時・緊急時を想定した情報アクセス・コミュニケーション

平時から災害時・緊急時を想定した情報アクセス環境の整備に取り組むとともに、災害時には、防災スピーカーだけでなくエリアメールやテレビなど様々な手法で避難指示等の情報伝達を行っています。また、手話通訳者等のボランティア要請や障害のある人及び外国人等支援団体を通じた情報提供を行えるよう支援体制の整備を推進します。



取組み方針（3）社会モデルの浸透と意識上の障壁除去（「心のバリアフリー」）の推進

社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」の考え方の浸透や、差別・偏見、無理解、無関心といった人々の意識から生まれる障壁（バリア）を取り除くための「心のバリアフリー」の取組みについて「教育活動」「啓発・広報活動」といった視点で、これまでの取組みを推進しつつ、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で協力し、更なる充実のため取り組んでいきます。

○教育活動

a. インクルーシブ教育

市内の各小中学校においては、「ともに学びともに育つ」教育を推進してきており、その取組みを基盤とした上で、「心のバリアフリー」を学校教育において浸透させていくことが重要です。また、障害のある児童生徒自身の思いや願いを中心に据えた「心のバリアフリー」についての教職員の理解を進めていきます。インクルーシブ教育の推進にあたっては、地域や社会、そして児童や保護者への様々な働きかけを通して取り組んでいきます。



b. 交通安全教育

市内のこども園・保育園・幼稚園・小学校・中学校等の学校や、地域の団体を対象に交通安全教室を実施しています。また、幼少期からの定期的な交通安全教育として、本市では豊中警察署・豊中南警察署などの関係団体と連携し、交通安全啓発を実施します。



c. 生涯教育（市職員）

市では、障害者差別解消法第10条1項に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊中市職員対応要領」を作成し、障害を理由とする差別について、職員の関心と理解を深めるために、庁内に定期的に案内、研修を行っています。



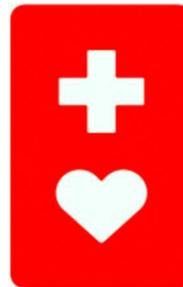
d. 生涯教育(事業者)

鉄軌道事業者においても、多様な個性の人々にとって、旅客施設が気持ちよく利用できるよう、職員研修等に取り組まれています。今後も事業者職員の関心と理解を深めるため、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。



○啓発・広報活動

すべての人が相互に尊厳を認め合い、理解し合える地域社会をめざしていくことが重要です。こういった観点をふまえ、様々な人を対象とした普及を行い、理解促進を図っていくことが必要です。これまでの取り組みをふまえ、内容を充実していくとともに新たな施策についても検討していきます。



災害時・緊急時を想定した受援力・支援力の向上

災害発生時等において自力での避難が難しく、避難行動を取ることに特に支援が必要とされる避難行動要支援者に対しては、自助・共助・公助の連携による支援体制づくりに取り組んでいます。地域では、避難支援等関係者と避難行動要支援者が、日頃から顔の見える関係を築き、必要に応じて避難支援を実施する時の準備として、指定避難所までの経路確認を行うなど、計画的に安否確認訓練を実施しています。



取組み方針(4) 当事者・利用者意見の反映

多様な個性の当事者意見、利用実態等を継続的に把握し、環境整備や情報発信の取組みに反映しながら、質の高いまちづくりをめざします。

○バリアフリーチェックシステムの見直し

当事者参画による安全で利用しやすい施設整備を推進するため、今後も本システムを継続的に運用するとともに、再度、本システムの見直しを行います。見直しにあたっては、障害のある人だけでなく、だれもが利用しやすい施設をめざしたシステムの拡充や、事業者にとって活用しやすいシステムづくりや普及活動に取り組んでいきます。



○行政のバリアフリー窓口を一本化

行政では、バリアフリーに関する部署が多岐に渡っており、今後、関係部署の窓口連携によるワンストップサービスの推進及び充実を図ります。

第4章 移動等円滑化促進地区の設定

4-1 移動等円滑化促進地区の選定

(1) 移動等円滑化促進地区とは

移動等円滑化促進地区とは、バリアフリー法第2条第23号に要件が規定されており、旅客施設を中心とした地区や施設が集積した地区を選定します。

(2) 移動等円滑化促進地区の考え方

交通バリアフリー基本構想に基づく「重点整備地区」や立地適正化計画に基づく「都市機能誘導区域」の区域を包括し、施設の集積状況等をふまえ設定します。

(3) 移動等円滑化促進地区以外もバリアフリーを推進

本市では、移動等円滑化促進地区以外もバリアフリーを推進するため市域全体を「豊中市がバリアフリーを推進するエリア」として位置づけます。

4-2 生活関連施設・経路の選定

(1) 生活関連施設の考え方

生活関連施設は、常に多数の人が利用する施設や、高齢者、障害のある人等の利用が多い施設を官民間わず選定することとします。

(2) 生活関連経路の考え方

生活関連経路は、生活関連施設同士を結ぶ経路を選定し、歩行者交通量や道路ネットワーク、隣接地区との連続性をふまえ、選定することとします。また、策定済みの基本構想で特定経路として位置づけた路線についても生活関連経路に設定します。

(3) 歩行空間ネットワークの形成

生活関連経路以外の経路についても、より多くの人が利用すると考えられる道路網を「歩行空間ネットワーク」と位置付けます。

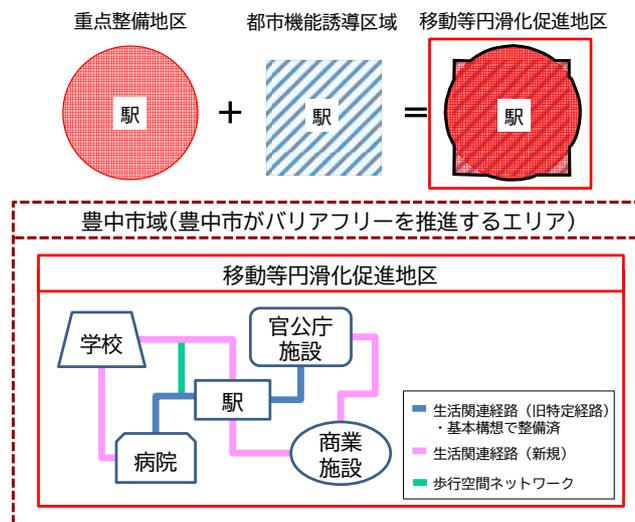
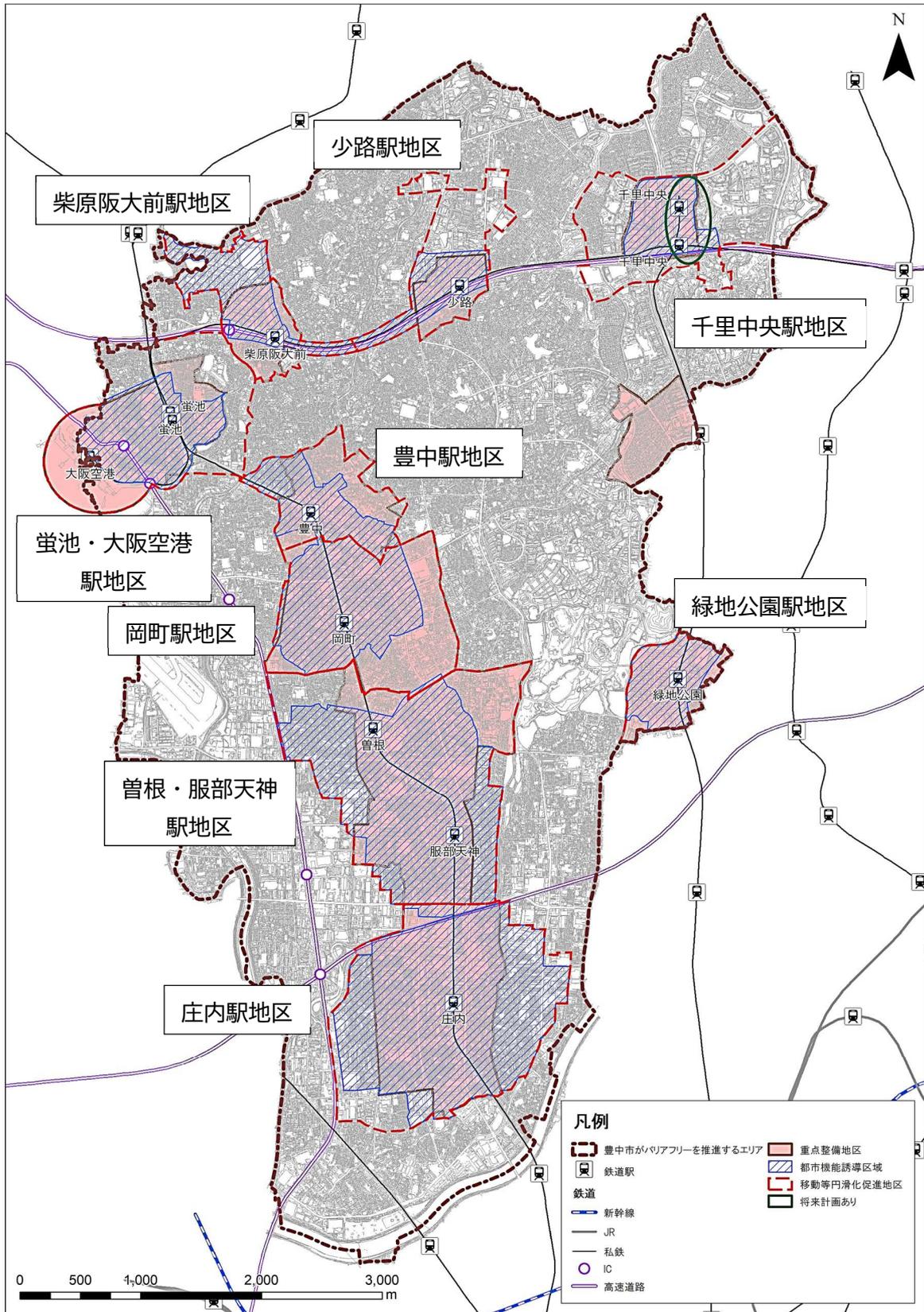


図 豊中市における移動等円滑化促進地区の設定イメージ

※生活関連経路及び歩行空間ネットワークについて、今後バリアフリー化を図ります。

4-3 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・経路の設定

以下のとおり、各地区の移動等円滑化促進地区及び区域内の生活関連施設・経路を設定します。

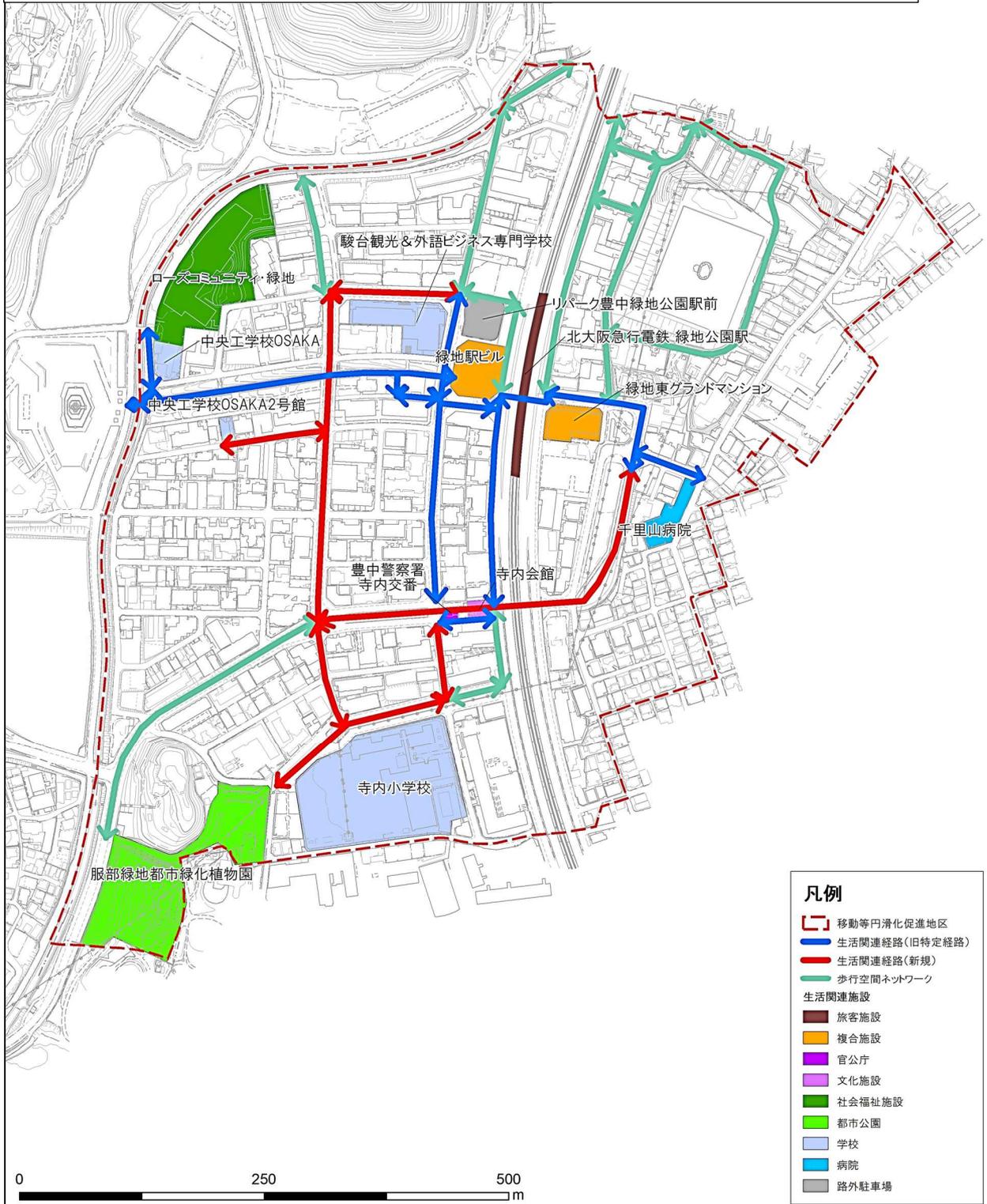


(1) 緑地公園駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

緑地公園駅地区（地区面積：約48ha）

①地区特性

本地区は、商業施設を含む複合施設、病院、福祉施設などが立地し、地区の西側には服部緑地公園が隣接しています。地形は、駅を頂点として、北、西、南に向かって下り勾配となっており、東に向かっては上り勾配と地区全体で坂の多いまちになっています。



(2) 千里中央駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

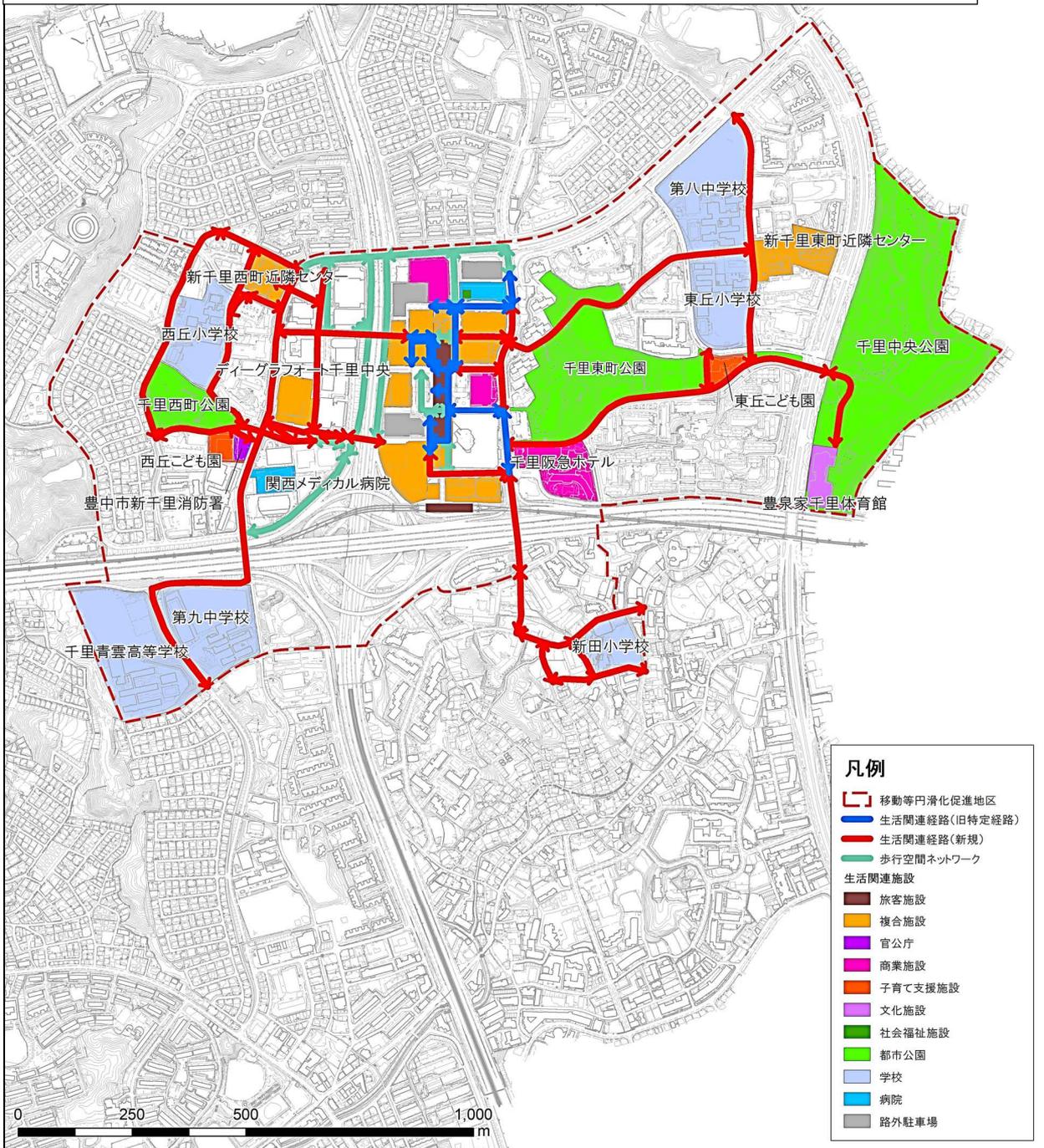
千里中央駅地区（地区面積：約166ha）

①地区特性

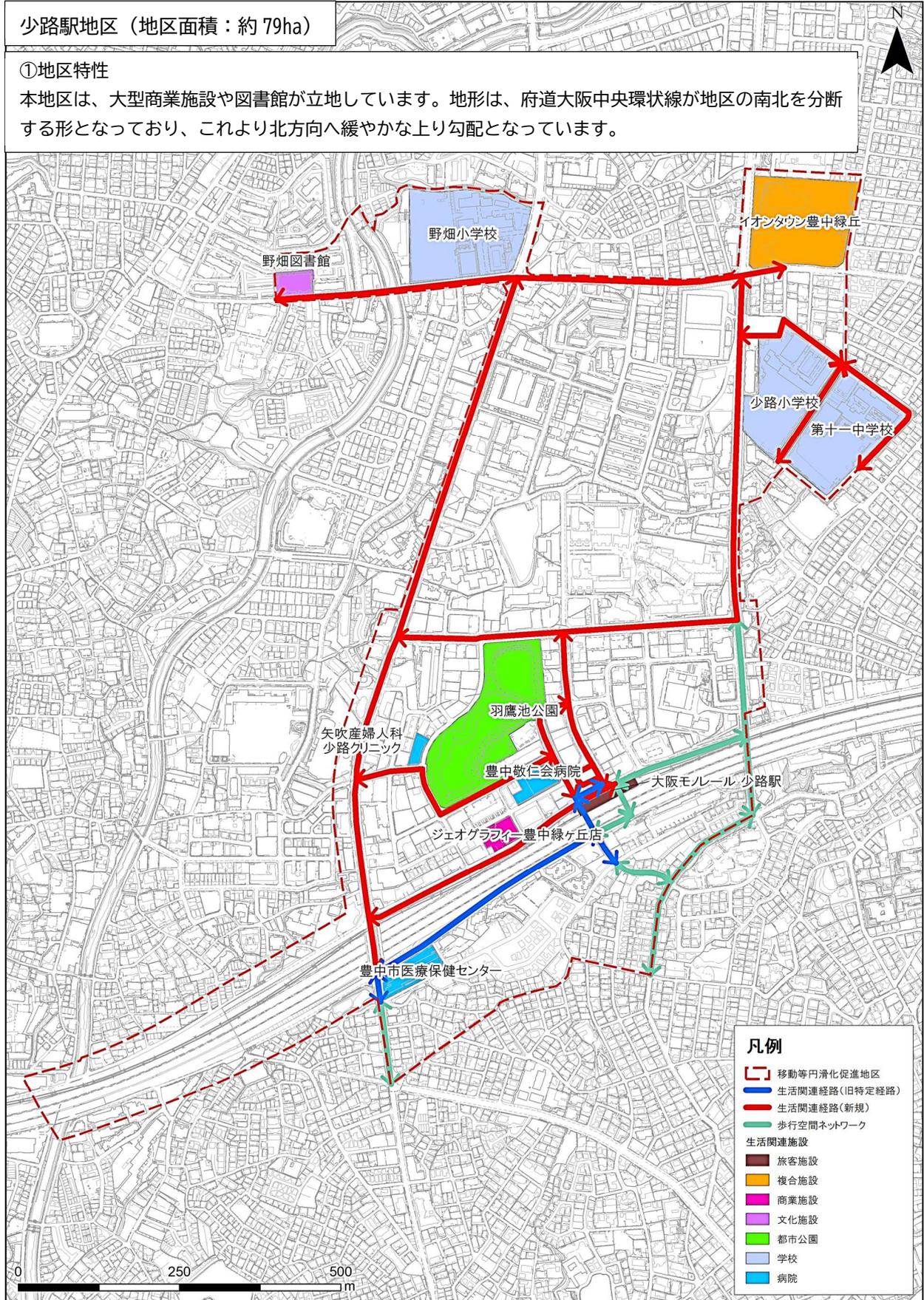
本地区は、広域的拠点となる北部大阪の都市拠点であり、公共・商業・文化施設を含む複合施設が集積しています。

また、北大阪急行延伸を契機に大きく変貌することから、「千里中央地区活性化基本計画」を平成31年（2019年）3月に策定し、まちづくりの取組み方針として鉄道延伸に伴いバス乗降場等を集約・再配置し、ターミナル機能を強化することとして具体的な取組み内容を示し、その取組みを進めています。

地形は、地区全体として、南に向かって下り勾配となっており、地区中央を南北に国道423号、東西に大阪中央環状線が通っていることから、地区が分断した形になっています。



(3) 少路駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

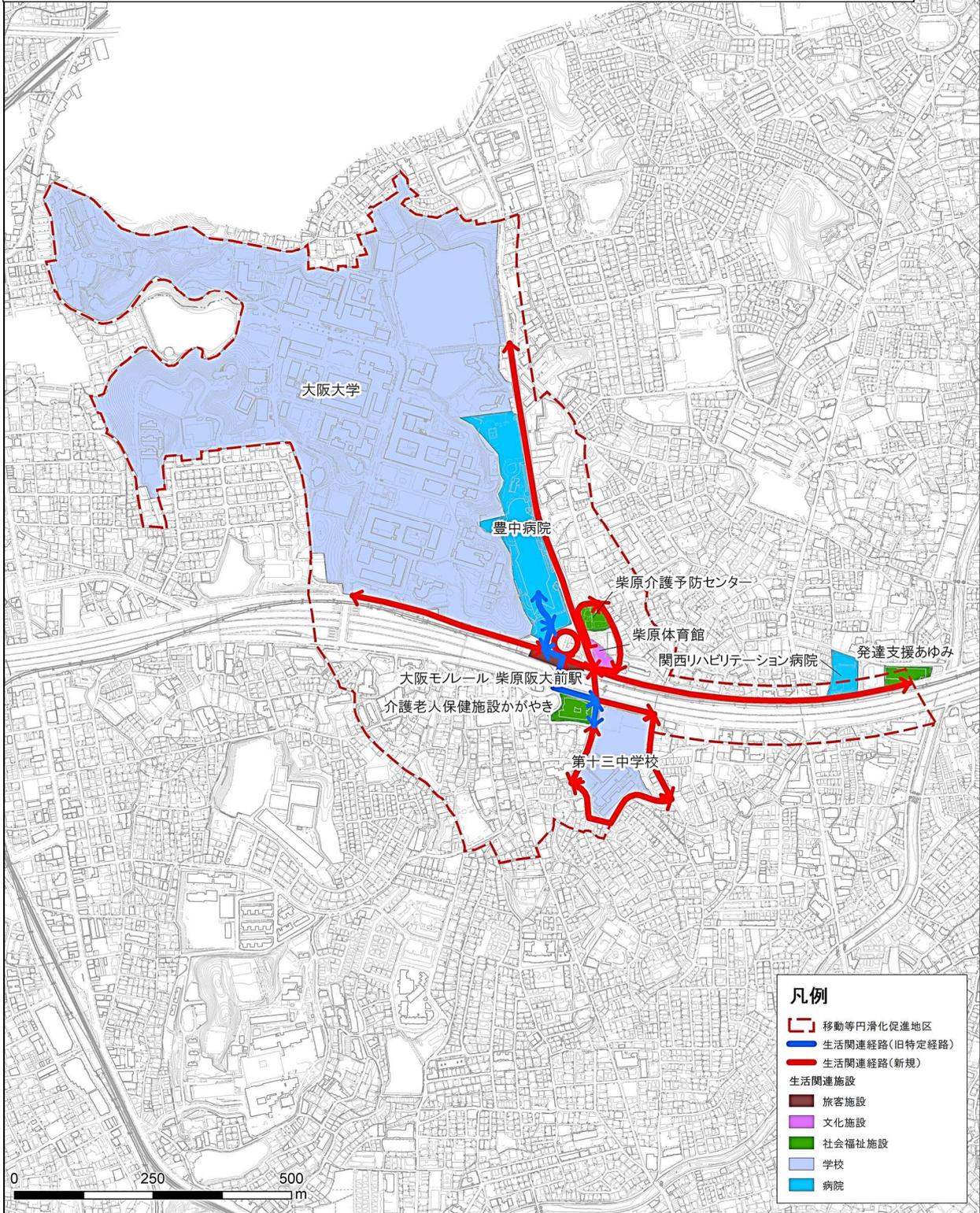


(4) 柴原阪大前駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

柴原阪大前駅地区（地区面積：約73ha）

①地区特性

本地区は、市立豊中病院や大阪大学が立地し、地区外からも多くの人が訪れることが見込まれます。地形は、駅から北東、北西、南西方向にかけて上り勾配で、南東方向は下り勾配となっています。

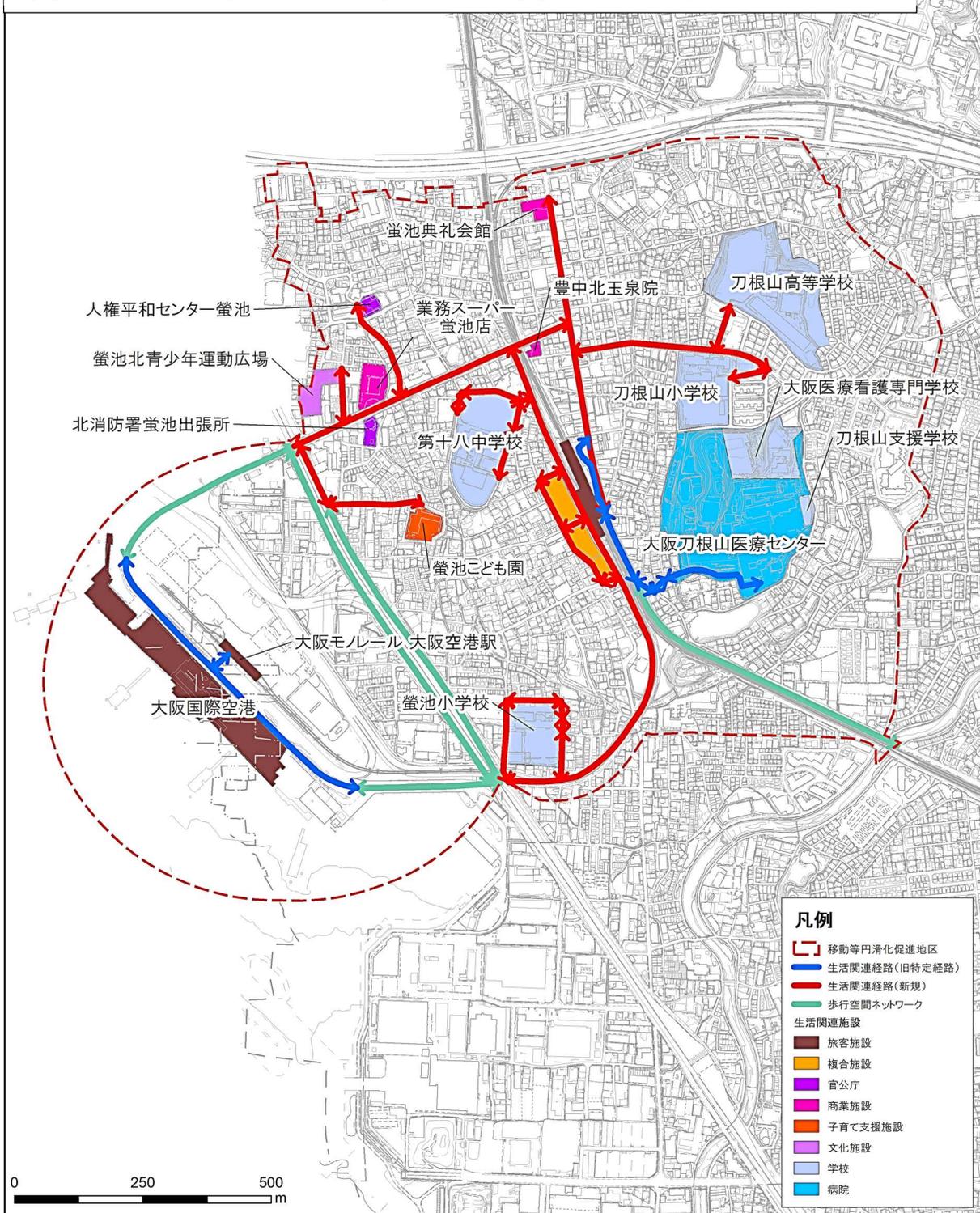


(5) 蛍池・大阪空港駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

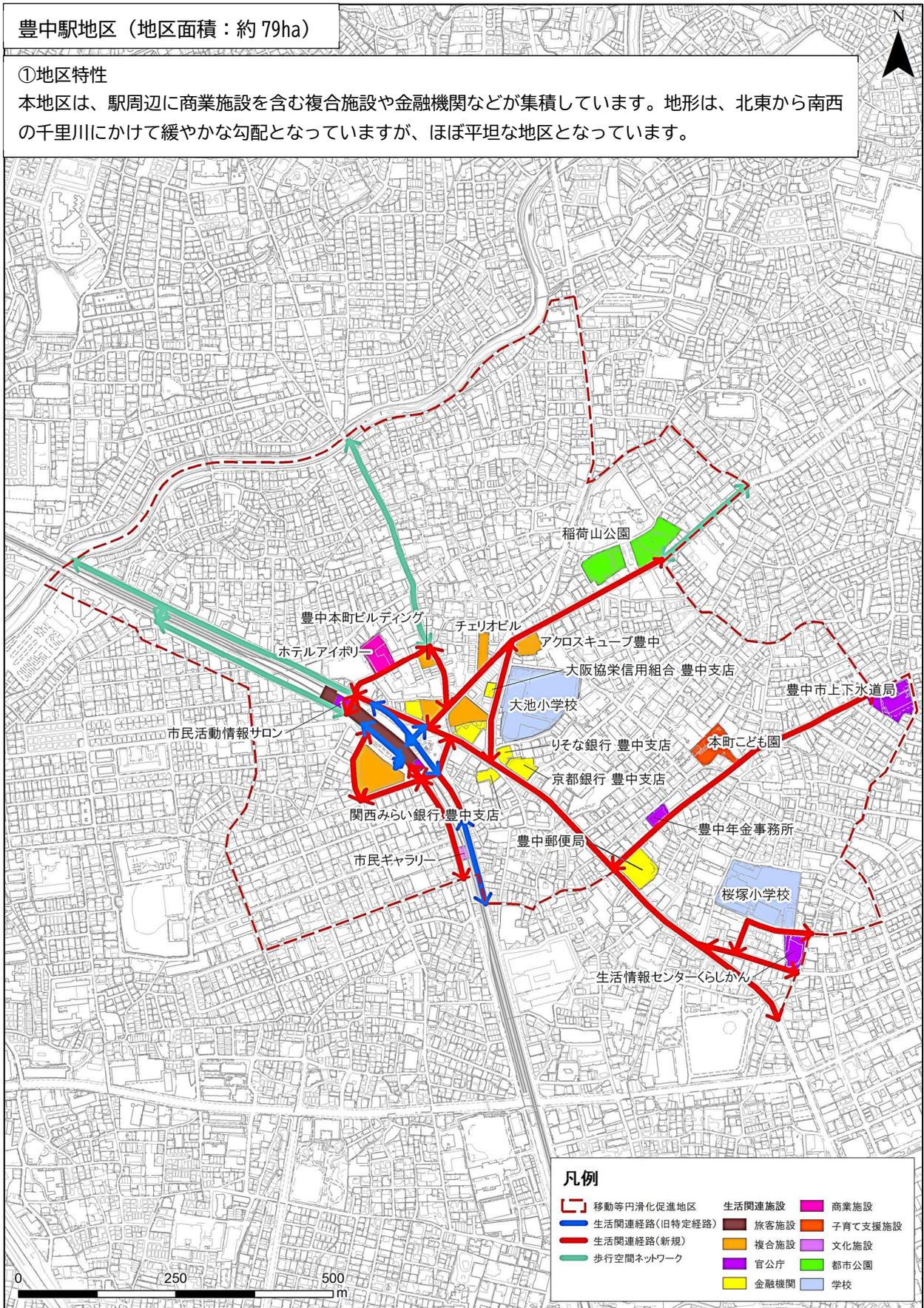
蛍池・大阪空港駅地区（地区面積：約180ha）

①地区特性

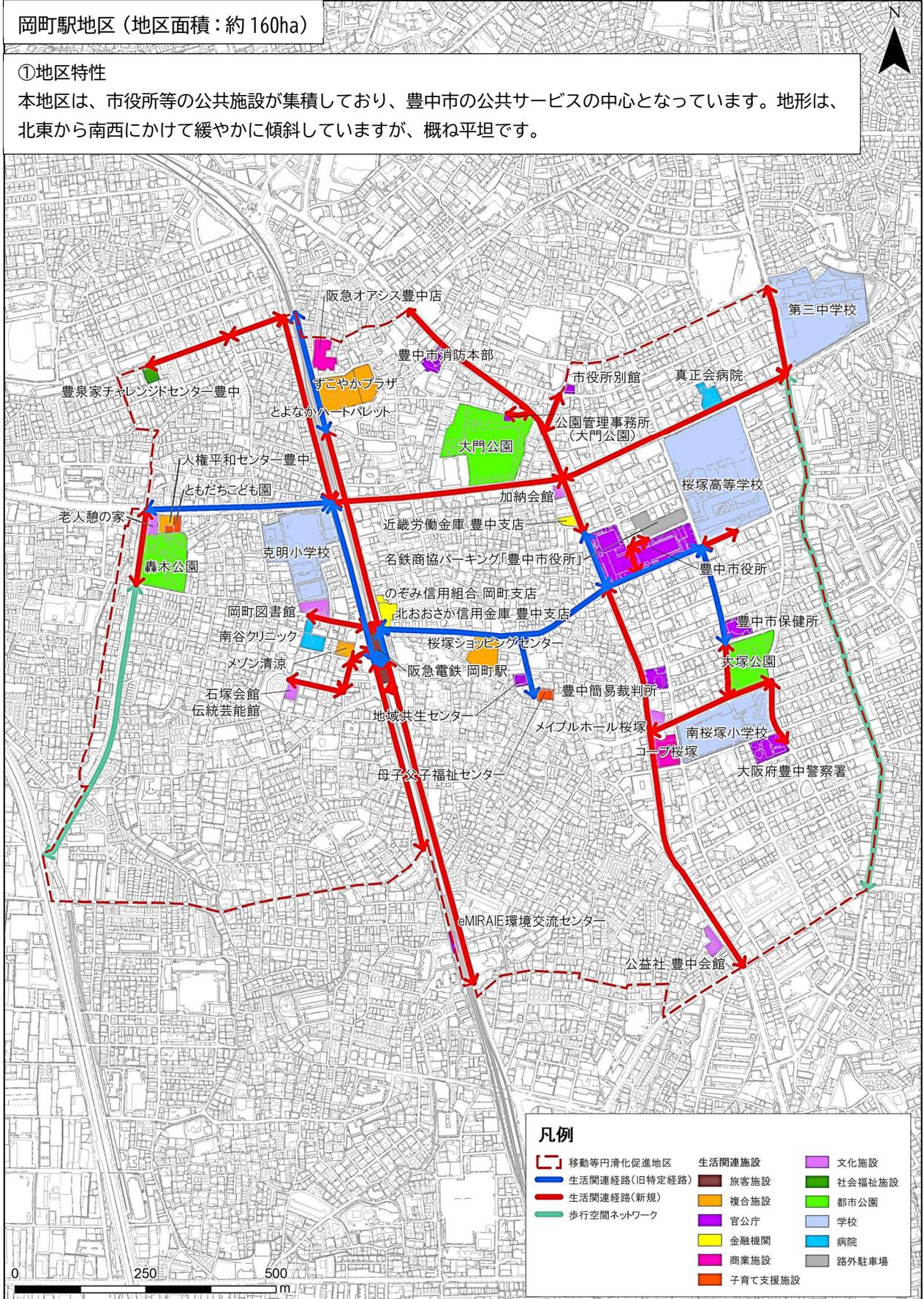
本地区は、広域移動の拠点となる大阪国際空港や公共・商業施設を含む複合施設が立地しています。地形は、北東の刀根山から主要地方道大阪池田線にかけて下り勾配、蛍池駅西側では比較的緩やかな勾配となっており、国道176号沿いに南方面へ緩い下り勾配となっています。



(6) 豊中駅地区における移動等円滑化促進地区の設定



(7) 岡町駅地区における移動等円滑化促進地区の設定



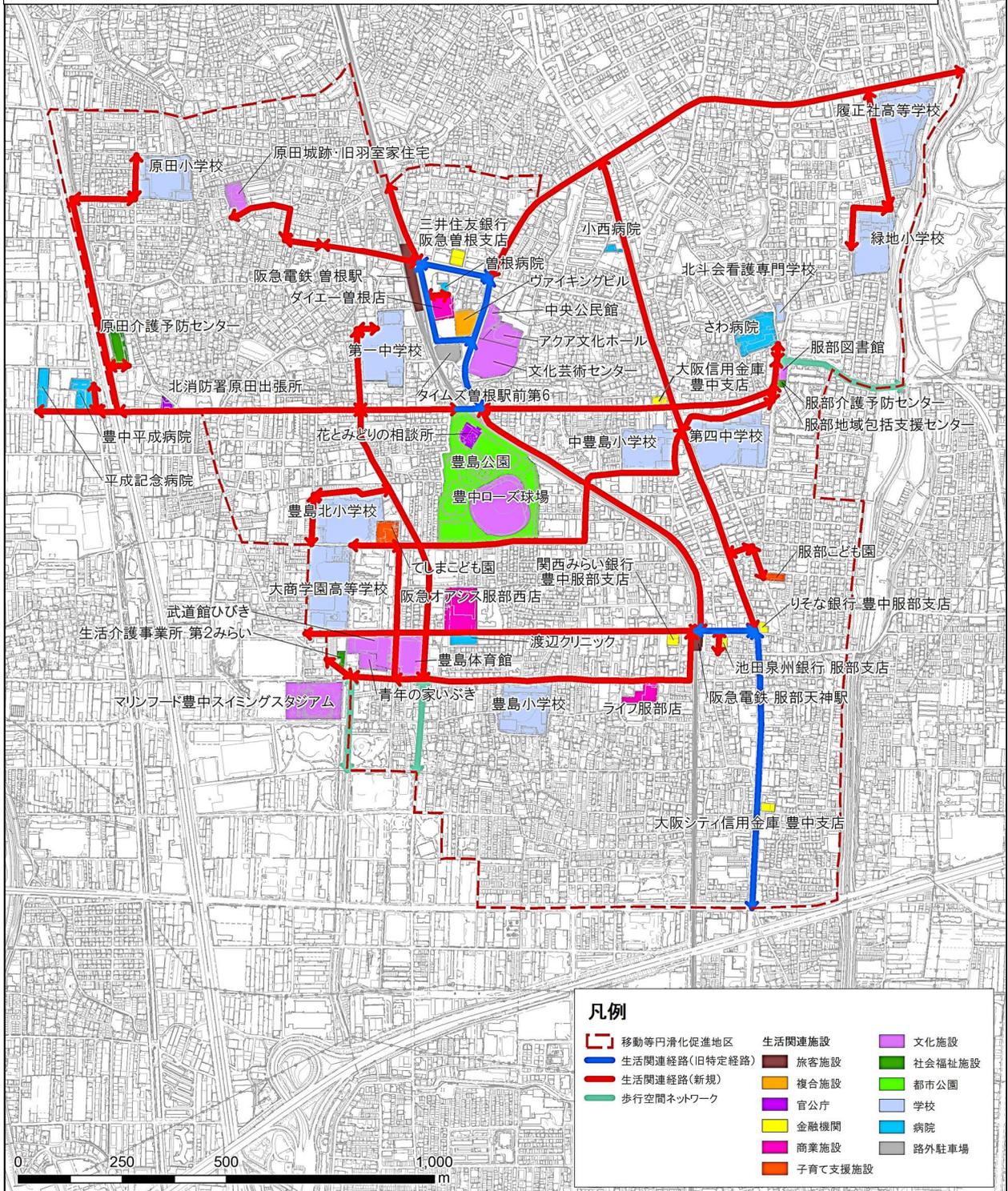
(8) 曾根・服部天神駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

曾根・服部天神駅地区(地区面積:約 286ha)

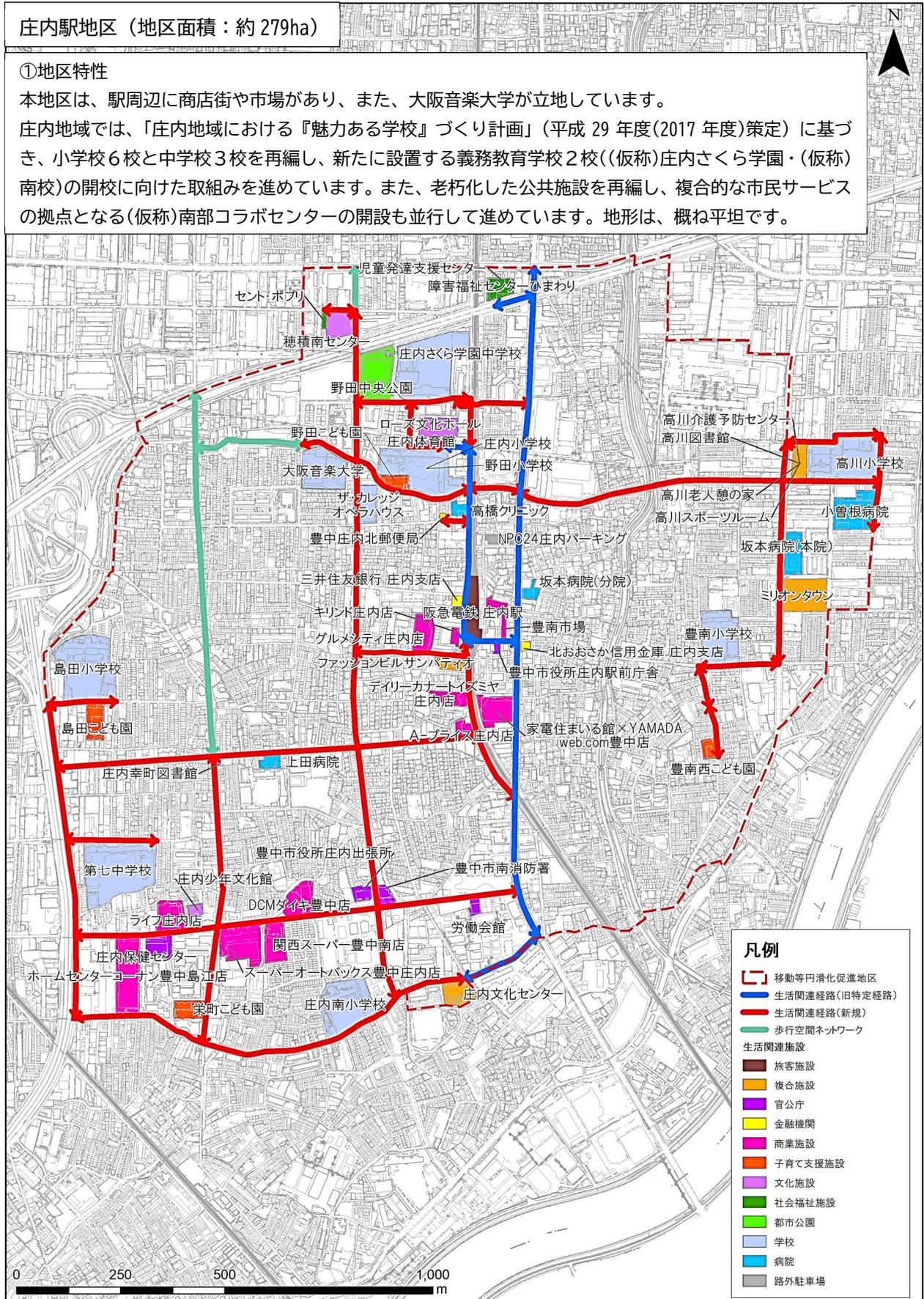
①地区特性

本地区は、文化・スポーツ施設が多く立地しています。

また、服部天神駅では、服部天神駅周辺の地域拠点としての機能強化や、駅利用者の利便性向上等をめざし、将来の関連計画との整合を図りながら、都市計画決定された駅前広場整備に向けた取組みを進めています。地形は、服部天神駅周辺は概ね平坦ですが、曾根駅南側の高低差・勾配が大きくなっています。



(9) 庄内駅地区における移動等円滑化促進地区の設定



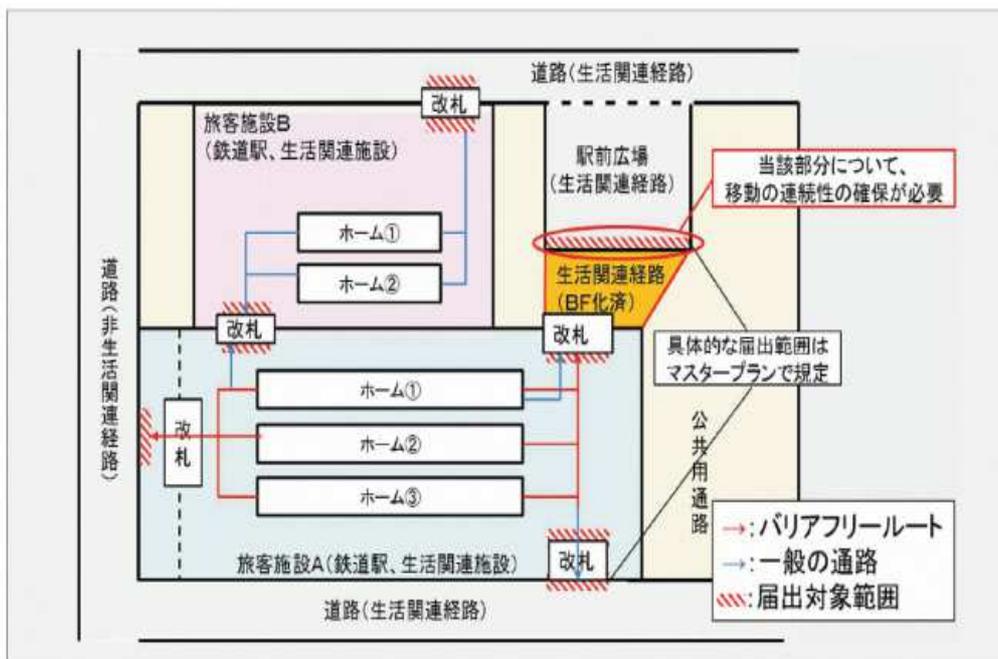
第5章 計画の実現に向けて

5-1 行為の届出に関する事項

(1) 届出制度の概要

公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設や道路の改良等で、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合は、当該行為に着手する30日前までに市に届出が必要となります。

市は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請することができます。



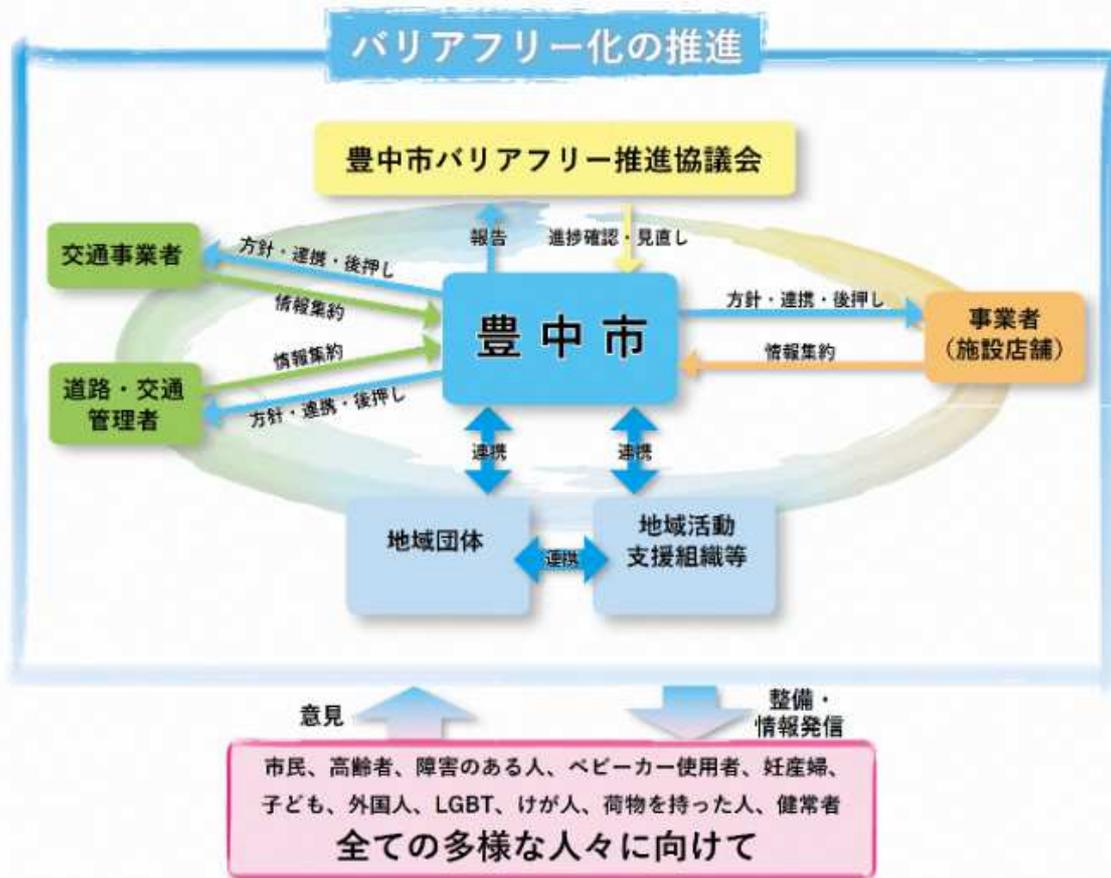
(2) 届出制度の対象となる範囲

旅客施設と道路の接続部分及び旅客施設と道路の間の通路との接続部分や旅客施設間の乗り換え通路等が届出の対象となります。



5-2 バリアフリーマスタープランの推進・評価体制

バリアフリーマスタープランの取組みを進めるためには、行政だけでなく、交通事業者や施設管理者、市民・当事者等の関係各者の連携・協力が必要であることから、その機会の創出に努めるとともに、協議会で定期的に進捗状況の確認を行い、必要に応じて計画の見直し等を行うものとしてます。



| | 令和4年度（1年目） | | | | 令和5年度（2年目） | 令和6年度（3年目） | 令和7年度（4年目） | 令和8年度（5年目） | 令和9年度（6年目） | 令和10年度～（7年目～） |
|--------------------------------------|------------|-----------|-----------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|---------------|
| | 第一 四半期 | 第二 四半期 | 第三 四半期 | 第四 四半期 | | | | | | |
| バリアフリーマスタープラン | | | | | | | | | | |
| 第1次計画期間（令4～令9年度） ※必要に応じ改訂 | 第1次 | | | | | | | | | 第2次 |
| マスタープランに基づく取組み | 取組みの推進 | | | | | | | | | |
| 安全・安心なまちづくり | 取組みの推進 | | | | | | | | | |
| バリアフリー情報の提供 | 取組みの推進 | | | | | | | | | |
| 社会モデルの浸透と意識上の障壁除去 （「心のバリアフリー」）の推進 | 取組みの推進 | | | | | | | | | |
| 当事者・利用者意見の反映 | 取組みの推進 | | | | | | | | | |
| バリアフリー推進協議会 | | | | | | | | | | |
| 協議会による進捗管理 ●定期的に開催 ○必要に応じ開催 | | ● | | ○ | | | | | | |
| | | 報告 | | 改訂 | | | | | | |
| | | 連携 | | 連携 | | | | | | |
| | | 方針・連携・後押し | | 方針・連携・後押し | | | | | | |
| | | 情報集約 | | 情報集約 | | | | | | |
| | | 意見 | | 整備・ 情報発信 | | | | | | |



40万人の とよなか 未来バトン

SDGs to 2030

豊中市バリアフリーマスタープラン
(移動等円滑化促進方針) **概要版**

令和4年(2022年)3月

豊中市 都市基盤部 基盤整備課
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号
TEL (06) 6858-2886 / FAX (06) 6854-0492
E-mail douro_keikaku@city.toyonaka.osaka.jp
ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>
